

# 平成30年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。 「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

## 概要

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7 / 10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 3 / 4 ↓ 生産性要件を満たした場合 には 3 / 4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 4 / 5	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上		1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

( )ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

## ご留意頂きたい事項

過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

## お問い合わせ先

「福岡県働き方改革推進支援センター」

(所在地：福岡市中央区天神1-10-13天神MMTビル7階 ☎0800-888-1699)

または、下記の申請先(福岡労働局雇用環境・均等部企画課)に、お気軽にお問い合わせください。

## 申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、「福岡労働局雇用環境・均等部企画課」です。

(所在地：福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎新館4階 ☎092-411-4717)

# ～ 業務改善助成金の活用事例 ～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

## 事例1 多機能付きレジスターの導入と従業員のIT研修受講による業務効率化

【所在地】福岡県 【従業員数】1～4人  
【事業の種類】飲食業・販売業

精算・管理業務を効率化するため、集計レポート機能及び顧客管理機能付きレジスターを導入し、集計・顧客管理機能を使いこなす従業員を育成したい



- 顧客管理等にかかる作業時間の短縮と従業員のスキルアップにより、充実したサービス提供が可能となり、新規顧客の拡大及び業績向上につながった。
- レジ作業や集計業務にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。

### 助成金活用のポイント

多機能付きレジスターの導入とIT研修を実施したことで、業務の効率化と従業員の育成につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

## 事例2 店舗改装による配膳時間の短縮と顧客の安全性・満足度・回転率の向上

【所在地】愛媛県 【従業員数】10～19人  
【事業の種類】飲食業

配膳時間の短縮と安全な配膳提供のために、店舗の客席レイアウトを変更したい



- 配膳にかかる時間が短縮した分、回転率が向上するとともに、細やかな顧客サービスの提供が可能になり、顧客満足度が向上した。
- 配膳にかかる提供時間の短縮によって生産性が向上し、3人のパート従業員の時間給(最低賃金)を平均110円引き上げた。さらに、全パート従業員の時間給を引き上げた。

### 助成金活用のポイント

店舗の客席レイアウトの見直しを行うことで、配膳時間の短縮と、安全性や顧客満足度の向上につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

## 事例3 POSレジシステムの導入による計算ミスの防止と待ち時間の短縮

【所在地】山口県 【従業員数】10～19人  
【事業の種類】クリーニング業

計算ミスと長い待ち時間が発生している。業務を標準化したい



誰でも一貫した顧客対応が可能なPOSレジシステムを導入



- ポイント算出にかかる作業時間や計算ミスがなくなったことで、顧客の待ち時間等に対する不満や、不必要なポイント付与がなくなった。
- 接客にかかる時間短縮及び顧客情報の一元管理によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給(最低賃金)を50円引き上げた。

### 助成金活用のポイント

POSレジシステム導入により、早く正確に顧客へポイントを付与し、空いた時間を従業員のスキルアップに充てることで、顧客の満足度上昇につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

## 事例4 温泉加温ボイラー導入による作業負担軽減

【所在地】長崎県 【従業員数】5～9人  
【事業の種類】共同浴場経営

従業員が受付から温度管理まで1人で行うには限界がある



温度管理を手元で行うことができる新型加温ボイラーを導入したい



- 手元での温度管理を可能にしたことで、確認や調整にかかる負担が軽減されたとともに、燃料費の削減にもつながった。
- 温度管理にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。さらに管理部門を除く現場の全従業員の昇給を実施した。

### 助成金活用のポイント

新型加温ボイラーを導入したことで、作業負担の軽減につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

## 支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引き上げを行うこと。

※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。

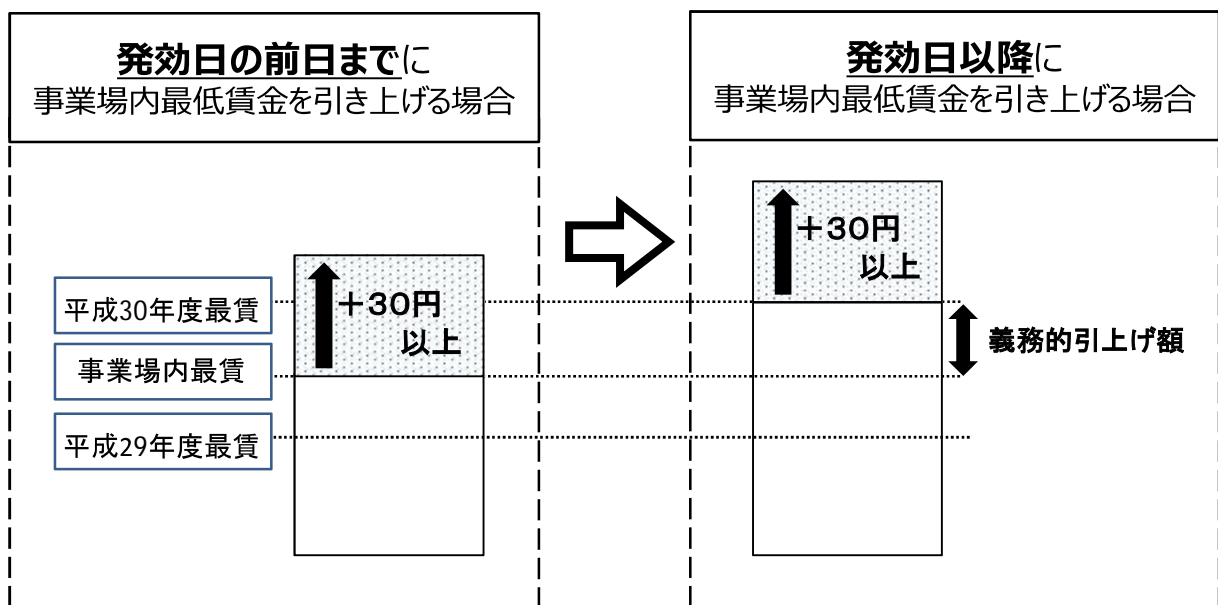
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。

※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外となります。

- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引き上げは、その発効日の前日までに行うこと。

賃金引き上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表に定められた額以上の引き上げを行うこと。

※ **発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。**



～最低賃金改定前に早めの申請を！～

※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。